○倉敷市真備健康福祉館条例施行規則

平成２２年７月２１日

規則第５７号

改正　平成２５年１２月２６日規則第８７号

平成２７年３月１０日規則第１５号

平成３１年３月２２日規則第２４号

（趣旨）

第１条　この規則は，倉敷市真備健康福祉館条例（平成２２年倉敷市条例第２９号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用許可申請）

第２条　条例第９条第１項の規定により施設等の使用許可を受けようとする者は，所定の許可申請書を市長に提出しなければならない。

（申請書の受付）

第３条　前条の申請書の受付は，使用日の属する月の３箇月前の月の初日（同日が条例第８条に規定する休館日に当たるときは，その日後においてその日に最も近い休館日でない日とする。）からとする。

２　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，前項の規定にかかわらず，同項に定める期間外においても申請書を受け付けることができる。

（１）　本市が使用するとき。

（２）　本市との委託契約等に基づく保健又は福祉の事業を行うとき。

（３）　前２号に掲げるもののほか，公用又は公共用のため，市長が特に必要と認めるとき。

３　市長は，申請が同時になされたときは，抽せんにより使用許可を受けようとする者を決定し，受け付けるものとする。ただし，保健又は福祉を目的とする使用許可申請を優先するものとする。

（使用許可）

第４条　市長は，条例第９条第１項の規定により使用を許可したときは，所定の許可書を交付するものとする。

２　温水プールの専用使用は，保健又は福祉の関係団体が保健又は福祉を目的として利用する場合に限り許可するものとする。

（入場券による使用）

第５条　入場券による温水プール，トレーニング室，介護予防室及び軽運動室（以下「温水プール等」という。）の入場者については，第２条及び前条第１項の規定にかかわらず，使用の許可を受けたものとみなす。

（使用時間）

第６条　許可した使用時間には，準備，練習，後片付けその他使用に係る一切の時間を含むものとする。

（許可事項の変更）

第７条　条例第９条第１項の規定により変更の許可を受けようとする者は，所定の変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は，条例第９条第１項の規定により変更の許可をしたときは，所定の変更許可書を交付するものとする。

（使用の取消し）

第８条　施設等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は，使用開始前に施設等を使用しないこととなったときは，市長に対し，所定の使用取消し届を提出し，又は当該使用に係る許可書を返納しなければならない。

（許可の取消し等）

第９条　条例第１２条に規定する使用許可の取消し等の通知は，所定の取消し等通知書により行うものとする。ただし，緊急やむを得ない場合は，口頭によることができる。

（附属設備の使用料）

第１０条　条例別表第４に規定する規則で定める附属設備等は，別表に定めるとおりとする。

（使用料の後納）

第１１条　条例第１４条第２項ただし書の規定により使用料を後納しようとする者は，第２条の許可申請書とともに所定の後納申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料の還付）

第１２条　条例第１５条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は，所定の還付申請書を市長に提出しなければならない。

２　使用料の還付率は，次のとおりとする。

（１）　条例第１５条第１号に該当する場合　１００パーセント

（２）　条例第１５条第２号に該当する場合

ア　使用日の３箇月前までに第８条の使用取消し届の提出があったとき　１００パーセント

イ　使用日の２日前までに第８条の使用取消し届の提出があったとき　５０パーセント

（３）　条例第１５条第３号に該当する場合

ア　使用日の３箇月前までに第７条第１項の変更許可申請書の提出があったとき　変更前と変更後の使用料の差額の１００パーセント

イ　使用日の２日前までに第７条第１項の変更許可申請書の提出があったとき　変更前と変更後の使用料の差額の５０パーセント

（４）　条例第１５条第４号に該当する場合　市長が相当であると認める率

３　前項第２号イ，第３号イ及び第４号の場合において，１円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

（使用料の減免）

第１３条　条例第１６条に規定する使用料の減免率は，次のとおりとする。

（１）　本市が使用するとき　１００パーセント

（２）　保健又は福祉の関係団体で市長が別に定めるものが保健又は福祉目的のために使用するとき　１００パーセント

（３）　本市が後援する行事等に使用するとき　５０パーセント

（４）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者，療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日発児第１５６号厚生事務次官通知）により療育手帳の交付を受けている者，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者，難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第７条第４項の規定により医療受給者証の交付を受けている者，特定疾患医療受給者証の交付を受けている者及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和４８年法律第１１１号）第４条の規定により公害医療手帳の交付を受けている者（以下「障がい者等」という。）が温水プール等を使用するとき　５０パーセント

（５）　前各号に掲げるもののほか，市長が相当の理由があると認めるとき　市長が相当と認める率

２　前項第３号から第５号までの場合において，１円未満の端数が生じたときは，これを切り捨てる。

３　条例第１６条の規定により，使用料の減免を受けようとする者は，第２条の許可申請書とともに所定の減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし，障がい者等については，この限りでない。

（許可書の提示）

第１４条　使用者は，施設等の使用に際しては，第４条第１項の許可書を携帯し，施設の職員の要求があったときは，必ず提示しなければならない。

（造作等の許可）

第１５条　条例第２０条ただし書の規定により，造作を加え，又は特別の設備を設置しようとする者は，あらかじめ，所定の設置許可申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は，前項に規定する申請について適当と認めるときは，所定の設置許可書を交付するものとする。

（使用責任者）

第１６条　使用者は，使用に係る規律を保持するため，あらかじめ，使用責任者を定めておかなければならない。

（使用後の報告及び点検）

第１７条　使用者は，使用後，直ちに施設の職員に報告し，点検を受けなければならない。

（損傷滅失届）

第１８条　使用者は，施設等を損傷し，又は滅失したときは，所定の損傷（滅失）届を市長に提出しなければならない。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第１９条　条例第４条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に倉敷市真備健康福祉館の管理を行わせる場合における第２条から第４条まで，第７条及び第８条の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは，「指定管理者」とする。

（その他）

第２０条　この規則に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この規則は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年１２月２６日規則第８７号）

（施行期日）

１　この規則は，平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則（第２条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は，この規則の施行の日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し，同日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については，なお従前の例による。

附　則（平成２７年３月１０日規則第１５号）

この規則は，公布の日から施行する。

附　則（平成３１年３月２２日規則第２４号抄）

（施行期日）

１　この規則は，平成３１年１０月１日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

４　この規則（第４条，第５条及び第１０条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は，施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し，施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については，なお従前の例による。

別表（第１０条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附属設備 | 数量 | 使用料（円） |
| １時間につき |
| ビリヤード台（用具を含む。） | 一式 | １１０ |
| 卓球台（用具を含む。） | 一式 | １１０ |
| 将棋盤，将棋駒 | 一式 | １１０ |
| 碁盤，碁石 | 一式 | １１０ |

備考　金額には消費税及び地方消費税を含む。